

にて、御暇可被下も難計儀と覺悟仕候故、妻は本より迎不申、妾をも不指置候。新參者に候處、足輕頭被仰付候に付、御譜代同事と存、其後妾をも置候へば、今の愚息一平太を生申候。段々結構に被召使、大組足輕六十餘人御預、六十九歳迄江戸へ迄御供仕、忝存候旨被申聞候。爲人質實にして外の傍なく、武備を嗜み、且文學を好みて詩作などもなし侍り。しばしば某と唱和あり。疎慵軒・雪翠等皆其別號なり。實に不易獲の人豪也。

伊勢守子長門守
松子也

伏見奉行

岡田豊州善政

豊前守善次

某

山岡五郎助と稱す。相合御世年の時兒小姓に召出され、いまだ四年にて早世す。

某

小四郎。源氏へ養子に成、今攝津郡と稱す。御使番御密合小普請。

利康

善六郎

重元

善六郎

善紀

左太即下田通行

一、岡田助右衛門賀州へ仕官の次第

岡田氏本姓は山田と申候處、長門守四五代前、尾張岡田が原と云所にて武功ありて、其後山田を改め候て岡田と稱申候。參州赤豆坂の岡田助右衛門は長州父也。長門守若名助三郎、其子助右衛門と云て賀州へ仕官仕候、今の助三郎先

祖也。長州死後如何様の仔細にて、御國へ參候と申儀知不申候。伊勢守家にては知不申候。一度出家仕有之候處、澤庵と申僧相願候て被召出候旨申候。伊勢守山に罷在候時分は、三千俵被下候。他國へ參候時分、せがれ次太夫を殘し置、御奉公いたさせ候。今の善右衛門先祖也。豊前守は徳川家へ奉仕候後出生仕候。勢州加藤肥後守殿へ罷出候事、御國より參候とも、又は肥後より御國へ參候とも兩説不明候。

一、土方勤兵衛功名の事

信雄にて長州の首尾は、其時分一家老にて三萬石取罷在、名高く候に付、太閤より種々懇意に被成候。君臣離叛の爲の間にては候哉、其故信雄ことの外疑出來申候。或時鷹鳥を土方勤兵衛使者として賜る。禮に罷出候時分仕舞可申との謀有之旨。長州、勤兵衛へ逢候て一禮被申述候上に被申候は、我等儀可被仰付との風説承及申候。誰にても某へ向申者は、此脇指にて只一打に可仕との申分にて、勤兵衛前にて拔出し、一振二振も振り被申候。勤兵衛申候は、左様の沙汰は不承候。乍然主人の思召は難計ものに候へば、拙者に

可被仰付も相知不申儀と申入候。此一言を長州殊の外感候仕候。其後信雄種が嶋の鐵炮を取出し、珍物に候間長門へ爲見可申候由にて被呼出、仕物の沙汰有之候處、勤兵衛最前に使に參候様子申達、此趣に候間私へ被仰付候様にと、所望仕候に付其通被申渡候。長門右鐵炮見申所を、後より脇指にて指通し候へば、切先は疊迄突立申候。長州内々の脇刺を抜き、双を上へ直し後さまに切付候處、鏢にて勤兵衛額を打つけ、刀は當り不申候。其所へ信雄薙刀にて被立向候。勤兵衛大事の仕物に候間、私共に可被遊候と申候て放ち不申候。終に長州は息絶申候。此功にて勤兵衛三百石の身上、壹萬石に罷成申候。扱勤兵衛額の疵をば、其時分千貫疵と人々申候。

一、岡田伊勢守肥後を立退く事

伊勢守肥後にて、後々君臣中惡敷罷成候。其首尾は清正是無敵大男にて器量の丈夫、中々並ぶ人も無之候處、伊勢も器量骨柄不常人候に付器量自慢に候。清正とも劣まじき心底にて、それより中不善候。或時城普請の奉行被申付、相役兩人有之候。其時分城中にて變應被申付候處、相役兩人

は上下着用、急度仕罷出候處、伊勢は普請奉行に候へば不苦事とて、袴も不着罷出候。清正大に怒り、主人の變應を袴も着不申給へ申無禮者可有之哉とて、散々叱被申候。伊勢畏り退出候て、翌日より普請場へ長袴に少き刀を指罷出相勤候。然處鷹野餌から、頭分へ夫々賜り候。伊勢へは右長袴の意趣に鴉を賜り候。伊勢安からぬ事に存、其鴉をば既の隅につり置候。扱俄に書院を新敷結構し、清正御成被下候様にと願申候。願の通り清正被罷越候處、丁寧に饗應を設け、畢て御吸物を可指上候とて持参いたし、是は拜領の御餌柄にて御座候とて出し申處、右鴉くさり候て其喫き事満座の者與を醒し申候。清正不興にて被罷歸候。伊勢則供いたし玄關迄禮に罷越、其より直に立退申候。清正手早く討留可申心得に候得共、いまだ城内へ安座無之内に、直に立退申候故、可爲様無之候。立退候時分從者の大小は銀の鬘斗付、侍分の大小は金の鬘斗付、長柄十本爲持申候。其長柄も惣金の柄にて、今以て將監家に有之候。祿は八千石に候處、朝鮮へ參候時分二萬石の軍役相勤申候旨。

一、岡田伊勢守の異風數寄